

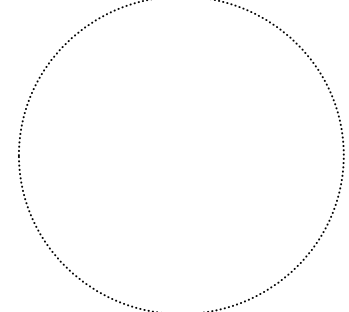
# 令和6年度 義務教育就学援助金申請書（振込依頼書）兼支給台帳

泉大津市教育委員会 様

消えない黒ボールペンで記入してください。（一世帯につき一枚）※申請者はすべて保護者のこと。

申請日		令和	年	月	日	住所	〒		TEL		-			
フリガナ								泉大津市						
申請者														
世帯構成（同居所者）	No.	氏名			続柄	生年月日		勤務先又は学校園名			クラス等			
	1				世帯主	S R H . .								
	2					S R H . .				年	組			
	3					S R H . .				年	組			
	4					S R H . .				年	組			
	5					S R H . .				年	組			
	6					S R H . .				年	組			
	7					S R H . .				年	組			
<input type="checkbox"/> 私は泉大津市就学援助規則に基づく就学援助を以下3点の事項を承諾した上で申請します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定に際し、世帯の構成状況並びに世帯全員の認定要件の適用状況及び所得状況について、市民税課税台帳等により調査されること。</li> <li>・就学援助金受給認定者は、給食費の支払いを泉大津市教育委員会へ委任し、就学援助金から給食費が支払われること。</li> <li>・就学援助金受給認定後は、学校納付金等に未納があり、学校長から申し出があった場合は、就学援助金の受領及び支払いに関する一切の権限を未納のある学校長に委任すること。</li> </ul>														
振込口座	名義人名（カタカナ）※申請者				金融機関名				口座番号					
					銀行		支店		普通					
A基準	<input type="checkbox"/> 市民税の非課税				<input type="checkbox"/> 国民健康保険料の減免/徴収の猶予				「中学校入学学用品費」申請欄 <input type="checkbox"/> 入学前支給を希望します。					
	<input type="checkbox"/> 市民税の減免				<input type="checkbox"/> 生活保護の停止/廃止									
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給				<input type="checkbox"/> 固定資産税の減免									
	<input type="checkbox"/> 国民年金保険料の免除				<input type="checkbox"/> 個人事業税の減免									
該当年度（令和5年度・令和6年度）												申請者名前	_____	
B基準	持家	借家	家主名（貸主）										児童名前	_____
確認事項	<input type="checkbox"/> 前年度に泉大津市教育委員会へ就学援助の申請をした。 <input type="checkbox"/> 令和6年1月2日以降に泉大津市へ転入した。 [転入日： 年 月 日] 前住所地 _____ <input type="checkbox"/> 前住所地で就学援助を受けていた。													

<指導課 処理欄>



受付 入力

受付時確認事項

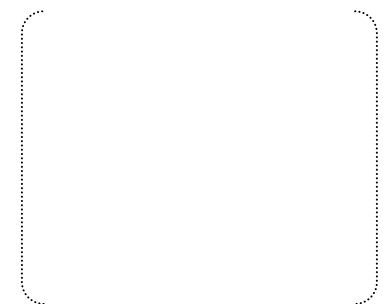
- 必要箇所の記入
- 同居者の記入漏れ
- 口座確認書類の提出
- 該当する基準の必要書類の提出  
児童扶養手当受給者証・賃貸借契約書  
他 [ ]

児童扶養手当受給確認

前期

後期

月～ 月



所得合計

円

審査結果

前期

後期

認定

認定

却下

却下

学校長口座

該当

該当

対象期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

記入例・注意点

令和6年度 義務教育就学援助金申請書（振込依頼書）兼支給台帳

泉大津市教育委員会 様

申請日 令和6年5月15日 〒595-8686 TEL 0725-33-1131

フリガナ 伊ノミヅ 知 住所 泉大津市 東雲町9-12-103

申請者 泉大津 太郎

No.	氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学校園名	クラス等
1	泉大津 太郎	世帯主	62.3.1	泉大津毛布工場	
2	泉大津 花子	妻	5.12.20	泉大津毛布工場	年 組
3	泉大津 おづ美	子	25.10.6	旭小学校	5年 1組
4	泉大津 おづ太	子	2.8.13	無し	年 組
5	泉大津 恵子	母	27.3.29	無職	年 組
6					年 組
7					年 組

私は泉大津市就学援助規則に基づく就学援助を以下3点の事項を承諾した上で申請します。

- 認定に際し、世帯の構成状況並びに世帯全員の認定要件の適用状況及び所得状況について、市民税課税台帳等により調査されること。
- 就学援助金受給認定者は、給食費の支払いを泉大津市教育委員会へ委任し、就学援助金から給食費が支払われること。
- 就学援助金受給認定後は、学校納付金等に未納があり、学校長から申し出があった場合は、就学援助金の受領及び支払いに関する一切の権限を未納のある学校長に委任すること。

振込口座	名義人名(カタカナ)※申請者	金融機関名	口座番号
	伊ノミヅ 知	おづみん 銀行 東雲 支店	普通 1 2 3 4 5 6 7

市民税の非課税  国民健康保険料の減免/徴収の猶予 「中学校入学学用品費」申請欄

市民税の減免  生活保護の停止/廃止  入学前支給を希望します。

児童扶養手当の受給  固定資産税の減免

国民年金保険料の免除  個人事業税の減免

申請者名前 \_\_\_\_\_

児童名前 \_\_\_\_\_

家主名(貸主) 大阪 市男

前年度に泉大津市教育委員会へ就学援助の申請をした。

( ) 令和6年1月2日以降に泉大津市へ転入した。

[転入日: 年 月 日] 前住所地 \_\_\_\_\_

( ) 前住所地で就学援助を受けていた。

申請者=保護者。記入者のことではありません。

同居されている方全員をご記入ください。続柄には、世帯主から見た関係を記入してください。

読んだ上で、✓してください。

持参いただいた口座確認書類(通帳・キャッシュカードのコピー)と同じ口座をご記入ください。

右記の受給要件を参考に該当する基準に✓

A基準の有無に関わらず、B基準の持家が借家の該当する方に○をつけ、借家の場合は、家主名(貸主)もご記入ください。

確認事項をお読みいただき、該当する項目に✓してください。令和6年1月2日以降に転入された方は、前住所地での情報をご記入ください

対象児童(小学6年生)がいる世帯の方で、中学校入学学用品費の入学前支給を希望される場合のみ、✓をつけ、氏名等をご記入ください。

提出時の持ち物

- この申請書 (表面記入したもの)
- 口座確認書類 (通帳・キャッシュカードのコピー)
- 該当する受給要件の確認書類 (下記参照)

A基準

- ①②所得証明書(今年度または前年度分) ※令和6年1月2日以降に泉大津市に転入された方のみ (令和6年1月1日時点で泉大津市在住の方は不要です。)
- ※その年度の1月1日に住民登録のある市町村から発行
- ③児童扶養手当証書のコピー
- ⑧個人事業税の減免を確認できる書類

※所得証明書についてはマイナンバーを活用して省略できる場合があります。詳しくは問い合わせください。

B基準

- ・借家にお住まいの場合は、借家に入居していることがわかる書類(賃貸借契約書・領収書等)
- ・所得証明書(今年度) ※令和6年1月2日以降に泉大津市に転入された方のみ (令和6年1月1日時点で泉大津市在住の方は不要です。)
- ※その年度の1月1日に住民登録のある市町村から発行

<就学援助金の受給要件>

A基準 前年度または本年度で、次のいずれか1つの項目に該当する世帯

- 市民税の非課税 ※未申告のときは認定不可。所得がない場合も市役所税務課へ申告が必要です。
- 市民税の減免
- 児童扶養手当の受給
- 生活保護の停止又は廃止 ※生活保護を受給されている方は申請不要。(生活保護費より支給されます。)
- 国民年金保険料の免除
- 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予
- 固定資産税の減免 (経済的に困窮している場合に限る)
- 個人事業税の減免

B基準 令和5年中の所得が基準額以下の世帯

世帯人数	借家世帯所得額	持家世帯所得額
2人	2,711千円	1,985千円
3人	2,981千円	2,255千円
4人	3,251千円	2,525千円
5人	3,761千円	3,035千円
6人	4,178千円	3,452千円
7人以上	6人を超える場合、1人につき417千円を加えた額	

※世帯人数が1人以上の場合は、お問い合わせください。

※所得金額は「源泉徴収票の給与所得控除後の金額」などを参考にしてください。

※平成30年度税制改正を考慮して、給与所得及び公的年金等所得の合計が10万円以上ある方は、合計所得金額から10万円を(給与所得と公的年金等所得合計が10万円未満の方は両所得の合計金額)差し引いた金額が所得金額となります。

※借家世帯での判定には、借家に入居していることがわかる書類(契約書等)が必要です。

※同居されている方全員(住民票上は別世帯でも同一世帯とみなします。)の所得額の合計で判断します。また、配偶者については、単身赴任者等、住所が別の方も含まれます。